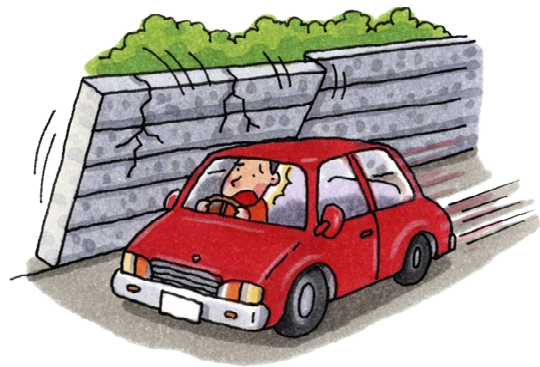
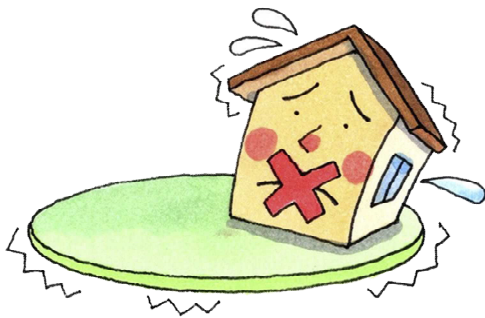


資料

- 1 静岡県内で起きた主な地震とその地震による全被害状況
- 2 震度とゆれの状況
- 3 津波警報、注意報について
- 4 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報
- 5 気象等の予報及び警報の種類と発表基準
- 6 自主防災組織活動（共助）チェックリスト
- 7 防災資機材・防災用品 点検チェックリスト
- 8 自主防災活動各種マニュアル
- 9 各種台帳様式
- 10 プロジェクト「^{トウカイ}TOUKAI(東海・倒壊)^{ゼロ}ー0」
- 11 ブロック塀の点検方法
- 12 災害用伝言ダイヤル「171」
- 13 静岡県の防災体制について
- 14 静岡県防災アプリについて
- 15 防災用語について
- 16 静岡県地震防災センターの御案内



1 静岡県内で起きた主な地震とその地震による全被害状況

西暦	日本歴	マグニチュード	地震名又は地域	被害状況
1498	明応7	8.4	東海道全般	津波。伊勢大湊で流出家屋1,000棟、死者5,000人。 志太郡地方で流出死26,000人。
1605	慶長9	7.9	慶長地震	津波。浜名湖付近の橋本で100棟中80棟流出し、死者多し。
1703	元禄16	8.2	元禄地震	倒壊家屋8,000棟以上、死者2,300人以上。津波。
1707	宝永4	8.4	宝永地震	倒壊家屋60,000棟以上、死者20,000人。袋井全滅。 津波。御前崎で地盤隆起。
1854	嘉永7	8.4	安政東海地震	倒壊焼失家屋約30,000棟。死者20,000~3,000人。 津波。御前崎で地盤隆起。
1923	大正12	7.9	関東大震災	死者99,331人、行方不明43,476人、全壊家屋128,266棟、半壊126,233棟、津波。
1930	昭和5	7.3	北伊豆地震	死者272人、全壊家屋2,165棟。山崩れ、がけ崩れ多し。
1944	昭和19	7.9	東南海地震	死者・不明者1,223人、全壊家屋17,599棟、半壊36,520棟、流出家屋3,129棟。
1945	昭和20	6.8	三河地震	死者2,306人、全壊家屋7,221棟、半壊16,555棟、非住居全壊9,187棟、津波。
1946	昭和21	8.0	南海地震	死者1,330人、全壊家屋11,591棟、半壊23,487棟、流出1,451棟、焼失2,598棟。
1974	昭和49	6.9	伊豆半島沖地震	死者・行方不明者38人、全壊家屋134棟、半壊240棟、御前崎に小津波。
1978	昭和53	7.0	伊豆大島近海地震	死者25人、全壊家屋96棟、半壊616棟、道路損壊1,141ヶ所、がけ崩れ191ヶ所。
1980	昭和55	6.7	伊豆半島東方沖を震源とする地震	全壊家屋1棟、一部損壊17棟。
1983	昭和58	7.7	日本海中部地震	※死者104人、建物全壊934棟、半壊2,115棟、流出52棟、船沈没255隻。
1993	平成5	7.8	北海道南西沖地震	※津波、死者202人、不明者28人、負傷者323人。
1995	平成7	7.3	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	※死者6,434人、不明3、負傷者43,792人、全壊104,906棟。
2004	平成16	6.8	新潟県中越地震	※死者67人、負傷者4,805人、全壊3,175棟。
2007	平成19	6.8	新潟県中越沖地震	※死者15人、負傷者2,345人、全壊1,319棟。
2008	平成20	7.2	岩手・宮城内陸地震	※死者13人、負傷者450人、全壊28棟。
2009	平成21年8月11日	6.5	駿河湾を震源とする地震	死者1人、負傷者311人、建物半壊6棟。 一部損壊8,666棟、東名高速上り線の法面の崩落。
2011	平成23年3月11日	9.0	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	本県では負傷者4人、建物一部損壊2棟。 ※死者・行方不明者約2万3千人、全壊約12万棟。
2011	平成23年3月15日	6.4	静岡県東部を震源とする地震	死者なし、負傷者50人。 建物一部損壊521棟。

2011	平成23年8月1日	6.2	駿河湾を震源とする地震	死者なし、負傷者13人、建物一部損壊28棟。
------	-----------	-----	-------------	------------------------



■ は、東海地震の震源域付近(駿河湾から御前崎沖)を震源地とする地震

※ 印 は、本県に被害は出ていないが、参考までに全体の被害状況を掲載

資料：理科年表より(新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震においては消防庁資料を参考とした)

2 震度とゆれの状況

震度とゆれの状況

0		【震度0】 人は揺れを感じない。
1		【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2		【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。
3		【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4		【震度4】 <ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱		【震度5弱】 <ul style="list-style-type: none"> ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5強		【震度5強】 <ul style="list-style-type: none"> ● 物につかまらなさと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。
6弱		【震度6弱】 <ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強		【震度6強】 <ul style="list-style-type: none"> ● はわなないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		【震度7】 <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。
 詳しい解説は以下の気象庁ホームページに掲載しています。
 気象庁震度階級関連解説表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/shindo/kaisetsu.html>

出典：気象庁ウェブサイト





3 津波警報、注意報について

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう!</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)のシーン</p>	<p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>(10mを超える津波により木造家屋が流失)</p>
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	<p>海の中にある人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>豊頃町提供 (2003年)</p>
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	<p>海の中にある人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p> 

出典：気象庁ウェブサイト

4 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報

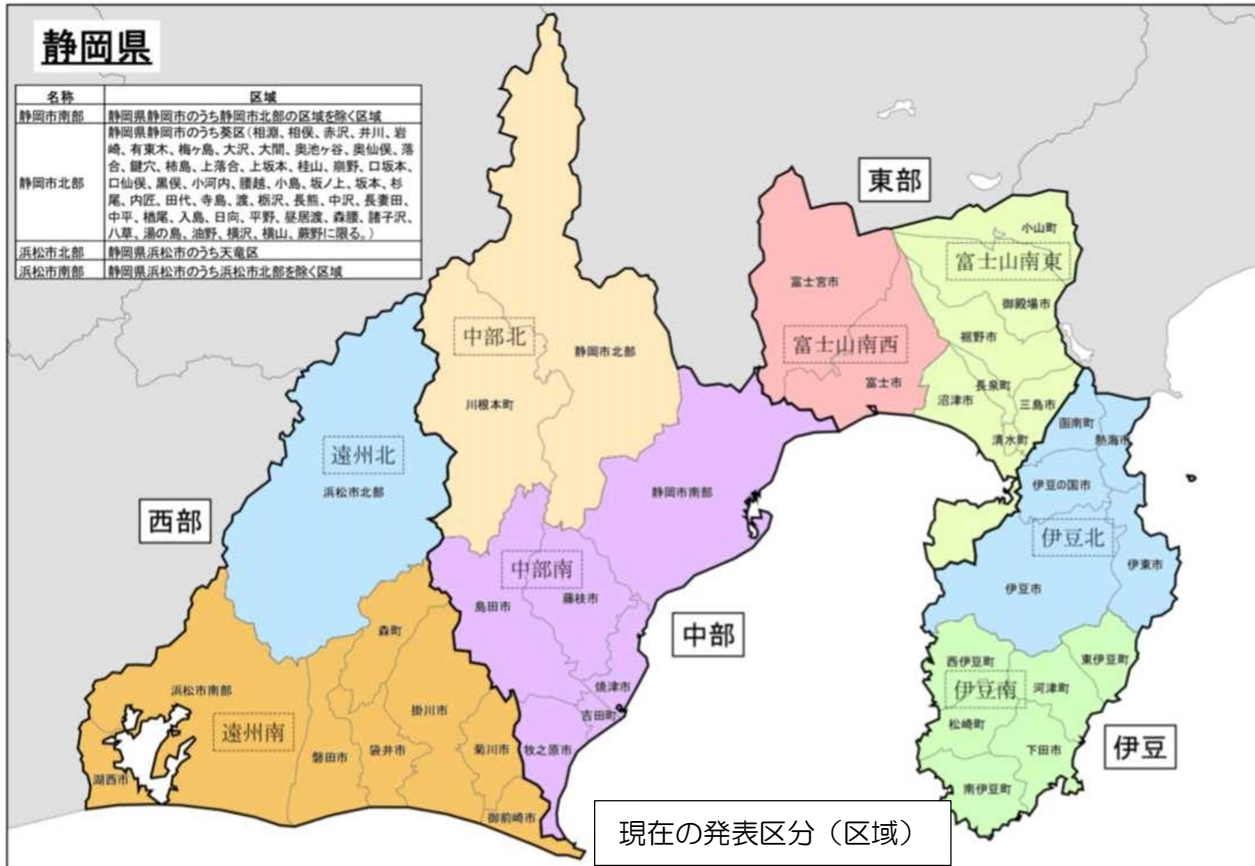
富士山の火山活動に異常が観測された際には、気象庁から噴火警戒レベルや噴火警報が発表されます。これに応じた避難の指示などが市町から伝えられることになっていますが、状況によっては自主的な避難や避難準備が必要になる場合もあります。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難	 <p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</p>	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			レベル 4	高齢者等避難	 <p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。</p>	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制	 <p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</p>	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
			レベル 2	火口周辺規制	 <p>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</p>	通常の生活。(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山であることに留意	 <p>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</p>	通常の生活。(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

出典：気象庁ウェブサイト

5 気象等の子報及び警報の種類と発表基準

気象台は、大雨や暴風などによって災害がおこるおそれがある場合には、静岡県を遠州北、遠州南、中部北、中部南、富士山南西、富士山南東、伊豆北、伊豆南の8つの区域に分けて、警報・注意報を発表します。また、特別警報は警報の基準をはるかに超え、重大な災害がおこるおそれが著しく大きい場合に発表します。以下は、静岡地方気象台による警報、注意報の発表の基準です。



種類	情報の種別	それぞれの違い
特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	・重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表
警報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	・重大な災害の起こるおそれがある場合に発表
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪	・災害の起こるおそれがある場合に発表
気象情報*	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨に関する気象情報 ・台風情報 ・竜巻注意情報 ・記録的短時間大雨情報 ・長期間の高温に関する気象情報 など	<ul style="list-style-type: none"> ・警報等の対象となる現象の経過、予想、防災上の留意点などを解説するため必要に応じて随時発表 ・警報等の対象ではない、社会的に影響の大きな天候の状況なども必要に応じて随時発表

出典：気象庁ウェブサイト

自主防災組織活動（共助）チェックリスト

被害想定や防災対策の具体的検証例（自主防災組織役員編）

自主防災組織が行う地震防災対策についてチェックしてみましょう。

チェック項目の中には、地域によっては関係のない内容のものもありますが、今後の防災対策の参考としてください。

なお、地域防災訓練の実施状況に関する詳細なチェック項目はありません。

チェック項目の解説や前提となっている資料（データ）については、このマニュアルのほか、市町が発行している防災関係資料や県地震防災センターのHP（P.156参照）に掲載されている防災関係資料などを参考にしてください。

1 地域の被害想定や危険度の検証

（1）地域の状況把握

＜地域の危険箇所＞

- 山がけ崩れの危険性がある場所及び土砂が広がる範囲はどこか
- 防潮堤や河川堤防が整備されていないところはあるか
- 稼動できない水門（陸こう水門を含む）はないか
- 倒壊の可能性があるブロック塀や電柱、街灯、高い煙突、大木はないか
- 落下しそうな屋外看板等はないか
- 高層建築物のガラスが割れて落下、飛散しそうなところはないか
- 高架道路等から通行車両が転落しそうなところはないか
- 海岸の防潮堤や防波堤、河川の堤防で老朽化している、又は、脆弱な施設はないか
- ため池の護岸や堤防で老朽化している箇所や脆弱な施設はないか
- マンホールや貯水槽の蓋は大丈夫か（蓋が外れて人が落下しないか）
- 海岸や河川等の崖の外側に張り出したような道路や歩道はないか
- 危険物や化学薬品等を扱っている事業所はないか
- 危険動物や大型動物を飼っている施設や事業所はないか

＜地震による被害想定＞

- 想定される最大震度はどのくらいか
- 想定される液状化の危険性はどのくらいか
- 想定される津波の高さと浸水深、浸水域の範囲はどこまでか
- 想定される津波の到達時間、浸水が始まる時間はどのくらいか
- 想定される延焼火災の発生可能性はどのくらいか

＜地域の特性・地質＞

- 海拔が著しく低いところはあるか
- 地域を流れる河川の河床よりも低いところ（天井川エリア）はあるか
- 埋立地や湿地、沼地（かつて湖沼だったところ）はないか
- 土地が陥没しそうなところはないか

[チェックできた項目数；22項目中_____項目]

＜解説＞地震被害想定や地質、災害危険予想区域、各地の海拔などの情報は、所在の市町が発行する防災関係資料を参考とするほか、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」と静岡県GISで確認できます。また、各地の海拔は国土地理院のHP「標高がわかるWEB地図」で把握できます。

各地域においては、行政が発行する情報に加え、自主防災組織が主体的かつ独自に予想危険箇所を把握することが求められます。役員を中心に住民皆が防災の視点で地域を検証し、防災マップづくりを通じた情報の共有化に取り組みましょう。

なお、地域の危険箇所や防災対策を把握、認識するためのイメージトレーニングとして「災害図上訓練DIG（ディグ）」があります。DIGを活用して、地域の防災力を検討してみましょう。DIGについても、県地震防災センターHP（P.156参照）をご覧ください。

(2) 基本活動

<組織づくり>

- 自主防災組織として災害時に機能する体制になっているか
- 組織の長、役員（災害時の活動を指揮できる人）は一定人数いるか
- 防災リーダー、指導者（防災に関する知識を有し、防災活動を指導できる人）はいるか
- 防災活動ごとに班構成ができていますか

<情報提供・コミュニケーション>

- 住民が正しい防災知識を有し、積極的に防災活動に参加しているか
- 地域住民に正確で分かりやすい防災情報を提供しているか
- 女性や高齢者、障害のある人の意見が地域防災活動に反映されているか
- 防災に限らず、地域住民の交流が深まるような行事が行われているか

<防災訓練>

- 定期的に防災訓練を実施しているか（多くの住民が参加できる工夫がされているか）
- 防災訓練の実施に当たっては、市町や有識者、指導者、専門的な技能を有している人材と連携しているか、または、助言などの協力を得ているか
- 過去の訓練を検証し、適宜、見直しや新たな訓練手法の導入を心がけているか
- 役員、班員は定期的に情報交換や訓練を行っているか

<防災計画・各種台帳等>

- 津波、山がけ崩れ、延焼火災など災害別に避難計画を策定しているか
- 過去の被害実績や土地利用などを踏まえた防災マップを作成しているか
- 各種台帳（組織台帳、世帯台帳、人材台帳、避難行動要支援者台帳など）を整備しているか

[チェックできた項目数；15項目中 _____ 項目]

<解説> 自主防災組織の組織体制と役員構成、人材活用は、組織の運営及び活動を推進する基本となります。まずは、地域の住民が男女の区別なく主体的に役員となり、地域の実態が把握できるような組織づくりを進め、強化を図りましょう。

防災訓練の実施をはじめ、避難指図書、防災マップ、各種台帳、避難生活指図書の作成は、自主防災組織として必須の防災活動です。県や市町が発行する自主防災組織活動マニュアル等を参考として、作成と整備に取り組みましょう。

2 防災対策の検証

(1) 自主防災組織の災害対策本部

- 自主防災組織の災害対策本部（以下「自主防本部」）は、いつ誰がどこに開設するのか決まっているか
- 自主防本部や各班の行動マニュアル（行動の段取り）はできているか
- 自主防本部で使用する防災用品は保管してあるか
- 自主防本部での情報通信体制は確保されているか
- 災害時の地域内情報をどのように収集するか、方法は決まっているか
- 地域の被災状況を自主防本部に伝達する仕組みはできているか
- 自主防本部は地域の災害対応を住民に的確に指示できるか

[チェックできた項目数；7項目中 _____ 項目]

<解説> 災害時に自主防災組織として機能するためには、役員で構成する災害対策本部が設置され、具体的な防災種別や災害対応が実践できる必要があります。本部は、被災直後の地域の情報収集や各種防災活動の指示を担う拠点となることから、いざという時のために、設置場所や運営方針をあらかじめ決めておく必要があります。

(2) 津波・山がけ崩れからの避難体制

<危険区域や避難地の表示>

- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、浸水や土砂崩れの区域（ハザード）が日頃

から住民に周知されているか

- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、海拔や危険箇所を示す標識や表示が数多く設置されているか
- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、避難地を示す標識や表示がなされているか

<避難のための備え>

- 津波避難ビル、避難タワーは、いつ地震が発生しても24時間・365日住民が避難できる状態で管理されているか（入口の鍵の開け方は周辺住民に周知されているか）
- 地域住民の具体的な避難計画（避難対象者、避難先、避難ルート、避難所要時間設定、避難先での対応内容などの事前準備）はできているか
- 津波避難ビル等の避難場所に最低限の防災用品が備蓄されているか
- 地震の際に落橋しそうな橋を避難ルートに含む場合、落橋した場合を想定した避難計画を立てているか
- 海岸や河川、ため池などの堤防上の道が避難ルートに含まれていないか
- 津波や山がけ崩れから避難する際、率先避難者はいるか、率先避難をする役割の人を決めているか

[チェックできた項目数；9項目中_____項目]

<解説> 津波や山がけ崩れの危険性のある地域については、その地域のすべての住民が想定浸水域や土砂崩れ等が及ぶ範囲を熟知しておく必要があります。そのため、避難を誘導する標識や表示は綿密に設置されることが求められます。

避難先となる避難地や避難ビルなどについては、いざというときに迅速に使用できるよう、日頃からしっかり管理しておく必要があります。また、避難ルートについても、平常時の状態ではなく、大規模地震の際に通行できるかどうか十分に検証することが必要です。

なお、津波や山がけ崩れからの避難行動を促すため、率先して避難する人が求められます。あらかじめ自主防災組織の避難誘導班に「率先避難者」の役割を果たしてもらうようにしましょう。

(3) 防災倉庫、防災資機材、防災用品

- 防災倉庫は安全な場所に設置されているか（津波や山がけ崩れの危険予想地域内に設置されていないか）
- 防災倉庫の鍵は複数の人が常時使用できる管理体制になっているか
- 防災資機材は、実際に地域で起きる災害を時系列で想定して配置しているか
- 防災用品や水・食料の使用期限、消費期限を確認して、適宜、更新しているか（管理台帳やチェックリストで正確に管理しているか）
- 非常食に水が必要な場合に飲用水を備えているか
- 防災倉庫の利用に当たり、停電時の夜間に利用する場合に備え、扉を開けたらすぐのところに懐中電灯や非常電源による明かりを用意しているか
- 非常食の缶詰はプルトップタイプか、そうでない場合には缶切はあるか
- 懐中電灯には、取り替え用の電池と電球を備えているか
- 防災用品は夏・冬用それぞれ地震発生の季節を考慮して備蓄しているか
- 実際に災害があった場合に、防災倉庫及び使用中（使用済）の資機材や防災用品を管理する役割の人は決められているか

[チェックできた項目数；10項目中_____項目]

<解説> 防災倉庫及び防災資機材、防災用品は、いざというきのために活用されるものです。平常時に利用できても、実際の災害時に、地域住民が使用できなければ「無い」に等しいこととなります。保管されているもの一つひとつ具体的に使用できるかどうか、日頃から確認しておきましょう。

また、大規模地震の際には長期間の停電が予想されます。停電時の夜間でも使用できるよう、非常電源と照明の確保が必要です。暗闇の中で、防災倉庫を開錠したり、資機材を取り出す作業をしなければならぬことを十分想定しておきましょう。

(4) 初期消火、延焼火災対応

- 役員及び住民は地域内の消防水利の場所を把握しているか

- 消防水利の蓋を開ける工具等は保管してあるか、保管場所から常時取り出せるか
- 消防可搬ポンプのホースは消火栓に接続できるか
- 消防可搬ポンプや非常用発電機の燃料はあるか
- 消火用バケツを用意する場合、汲み上げる水利の位置や状態を考慮しているか。また、汲み上げるためのロープを用意してあるか
- 地域で使用できる共用の消火器を各地に配置しているか
- 延焼火災から避難する際、率先避難をする役割の人を決めているか
- 延焼火災に備え、一次避難地、広域避難地の標識・表示は設置されているか

[チェックできた項目数；8項目中_____項目]

<解説> 大規模地震の際には、どの地域においても火災が発生する可能性があります。特に、市街地では延焼火災（大火）が懸念されます。

火災を食い止めるためには、初期消火が重要ですが、発火から数分以内に消火活動をしなれば、火災は拡大してしまいます。一度拡大した火災を地域住民の手で消火することは極めて困難です。したがって、初期消火には迅速な対応が求められます。いざという時のために、日頃から消火器や消防水利の使用手順について習得しておきましょう。

万一、延焼火災になった場合は、避難が重要です。率先避難者を中心に、最寄の集合場所、一次避難地、広域避難地への段階的な避難をしましょう。

(5) 救出救助、応急救護

- 建物倒壊時の被災者救出用の道具や工具はあるか
- 建物倒壊時の被災者救出用の道具や工具の運搬方法は準備できているか
- 負傷者の搬送先、搬送方法は決まっているか、準備できているか
- 負傷者の応急救護用の防災用品はあるか
- 住民レベルのトリアージ（スタート式トリアージ）や心肺蘇生法を的確にできるか
- 地域で使用できる共用のAED（自動体外式除細動器）は配置されているか、配置されている場所を把握しているか
- 最寄の救護病院や救護所（開設場所）を住民が承知しているか

[チェックできた項目数；7項目中_____項目]

<解説> 大規模地震の際に最も懸念される被害が建物の倒壊です。阪神・淡路大震災は大きな教訓になっています。建物の耐震化は進んでいますが、まだ十分ではありません。万一、倒壊により住民が生き埋めになってしまった場合は、近隣の住民が救出救助活動を行うことになります。

負傷者の手当てについても急を要します。被災現場で応急救護ができない場合は、最寄の救護病院や救護所に搬送しなければなりません。近隣の人を負傷しても、落ちついて救護活動ができるよう日頃から準備をしておきましょう。

(6) 避難所の開設、運営

- 避難生活計画書は作成、整備されているか
- 避難所や救護所の場所は、地域住民の誰もが知っているか
- 避難所や救護所で使用する防災資機材や防災用品を備蓄してあるか、保管状況は良好か
- 避難所の受付場所や管理運営方針は決まっているか
- 避難所の屋内・屋外ごとに使用目的別エリアを決めてあるか
- 避難所の入所ルール（入所の順序、入所後のルール）は決まっているか
- 避難所の運営スタッフはいるのか、市町、管理者（主に学校）、災害ボランティアとの連携はできるか
- 災害ボランティアとの調整役はいるか、または、円滑に調整できるか
- 電気や水道、ガスの供給が止まっても非常食の炊き出しはできるか
- 配給用の食器類はあるか、衛生的な配給はできるか
- 全国からの支援物資の分配をどのように行うのか準備はできているか

[チェックできた項目数；11項目中_____項目]

<解説> 大規模地震の際に住宅が全壊するなど大きな被害を受けた人が一時生活する場所が避難所です。避難所に指定されている施設の多くが学校などの公共施設ですが、避難所として利用された場合、その管理・運営は主に自主防災組織が担うことになっています。開設に当たっては、日頃から、市町村や施設管理者と連携を図っておく必要があります。

実際の災害時には、多数の被災者が入所を希望することが予想されます。入所に当たって現場で話し合いをしないよう、あらかじめ避難所運営計画を作成し、自主防災組織による運営ができるよう準備しておきましょう。

なお、避難所の運営を具体的に体得するためのイメージトレーニングとして「避難所運営ゲームHUG（ハグ）」があります。HUGを実施して、地域住民の手で避難所運営ができるようにしましょう。HUGについても、県地震防災センターのHPを御参照ください。（HUGセットの購入については、[P.69を参照ください。](#)）

(7) 被災後の住民生活支援

- 被災後も在宅で暮らす人の状況を把握する体制はできているか（誰が状況把握をするのか、どの班が担当するのか）
- 被災後も在宅で暮らす人の生活・物資支援はできるか
- 被災後の防犯活動を具体的に考えているか
- 被災後の要配慮者の支援を具体的に考えているか
- 被災後のし尿や廃棄物、一定規模の瓦礫の処分を具体的に考えているか

[チェックできた項目数；5項目中_____項目]

<解説> 被災後の地域住民の生活についても、自主防災組織で支援を続けることが求められます。大規模地震の際には、避難所ばかりが注目されますが、実際には在宅で生活を続ける人も多くいます。近年は、高層住宅が増加していますが、停電に伴うエレベーターの停止により、高層階に居住する高齢者世帯などが孤立する可能性があります。水・食料の確保や各種情報は、避難所以外のところにも配慮しましょう。

以上のすべてのチェックが終わり、弱点や遅れていることが判明した場合は、改めて、役員会議や防災訓練等を実施し、地域防災力の底上げに取り組んでください。